

改正金融機能強化法について

1. 制定の経緯

2008年10月24日に閣議決定され、同日に国会に提出された「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（平成16年法律第128号、以下「金融機能強化法」という。）を改正する法律案は、同年11月6日に衆議院において修正の上可決され、参議院に回付された（2008年11月20日現在参議院にて審議中。以下法律案による改正後の法律を「改正金融機能強化法」といい、改正前の金融機能強化法を「改正前金融機能強化法」という。）。

金融機能強化法は、自己資本の基準に適合していない金融機関（ただし破綻や債務超過状態ではない）が資本増強を求める場合や、自己資本比率が基準を上回っている金融機関が合併や事業譲渡等により抜本的に組織再編をする場合に、預金保険機構（実際は協定銀行の整理回収機構）に対して、株式等の引受け等に係る申込み（すなわち、公的資金注入）を求める制度である。金融機能強化法は、主に、地域における金融機能の強化に向けた取組みに対して支援を行う時限的な制度である。ただし、改正前金融機能強化法による公的資金注入の申込期限は、2008年3月末で終了していた。

しかしながら、2008年上半期の不動産・建設業の連鎖倒産や中小企業の倒産増加に伴う与信コストの増大に加え、サブプライムローンによる金融危機、とりわけ2008年9月15日のリーマン・ブラザーズの倒産による金融市場及び株式市場の混乱から、多くの地域金融機関がリーマン・ブラザーズの発行有価証券の償却や他の保有有価証券の時価の大幅な下落により、大きな影響を受けている。地域金融機関の自己資本が毀損されると、中小企業等に対する貸し渋りにつながるおそれがある。

預金保険法（昭和46年法律第34号）には、金融危機への対応のための措置として、金融機関に対して資本増強をするための恒常的な措置が設けられているが（同法第102条第1項各号）、同措置が認められるのは内閣総理大臣が、「我が国又は金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるとき」に限られており、地域金融機関に対する機動的な公的資金の投入をすることはできない。

かかる状況の変化に対応し、金融機能の強化などを図るために設けられたのが、改正金融機能強化法である。

2. 国の資本参加の申請

(1) 申請期限の延長（改正金融機能強化法第3条）

改正前金融機能強化法では、国による、金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（すなわち、過少資本の金融機関に対する公的資金の注入）に係る申込期限が、2008年3月末までとされ、期限切れであったが、2012年3月末まで延長された。

(2) 経営強化計画の記載事項の緩和（改正金融機能強化法第4条第1項）

金融機能強化法に基づき、金融機関等が国に対して、国の資本参加の申込みをするためには、金融機関等は経営強化計画を提出する必要がある（第4条）。

改正前金融機能強化法における経営強化計画には以下の事項等を記載する必要があった。

- ① 収益性・効率性等の数値目標
- ② 目標を達成するための方策
- ③ 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立（*下線部分は衆議院による法案修正部分）
- ④ 国が自己資本の基準に適合していない金融機関（たとえば、自己資本比率が4%未満の金融機関等）に国が資本参加する場合は、経営強化計画において経営責任の明確化及び株主責任の明確化
- ⑤ （抜本的な組織再編成を行わない場合）経営強化計画の終期（実施期間は3年以内）において、経営の改善の目標が達成されない場合の経営責任の明確化
- ⑥ 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

これに対して、改正金融機能強化法では、経営責任の明確化や株主責任の明確化に関する記載（上記④・⑤）を制度上一律に求めないこととした。この改正は、過小資本の場合のハードルを下げることにより、金融機関にとって使い勝手を良くし、よって、中小企業に対する金融円滑化に資することを目的としたものである。

また、「信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」（⑥）が「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」と変更され、改正金融機能強化法の目的が中小企業に対する金融の円滑化であることが明確にされた。

3. 国の資本参加の基準の緩和（改正金融機能強化法第5条第1項、第17条第1項）

改正前金融機能強化法では、国は、経営強化計画の提出を受けたときは、以下に掲げる基準等を満たす場合に資本参加をすることを決定することとされていた。

- ① 経営強化計画による目標により収益性・効率性の向上が認められること
- ② 経営強化計画が確実に実行されること
- ③ 地域における金融の円滑化が見込まれること
- ④ 公的資金の回収が困難でないこと
- ⑤ 適切な資産査定がなされていること
- ⑥ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと
- ⑦ （抜本的な組織再編成を行わない場合）リストラ等事業再構築の措置が講じられていること

これに対して、改正金融機能強化法では、抜本的な組織再編成を行わない場合のリストラ等事業再構築の措置を一律に求めないこととした。また、「地域における金融の円滑化が見込まれること」（③）が「地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれること」に変更され、改正金融機能強化法の目的が中小企業に対する金融の円滑化であることが明確にされた。

4. 協同組織金融機関の中央機関への資本参加制度の創設

(1) 背景

改正前金融機能強化法では、全国を地区とする協同組織金融機関の中央機関（信用金庫連

合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会、農林中央金庫、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会)の金融機能に着目し、上記2(2)の経営強化計画を提出の上、上記3の基準を満たした場合には、申請を行った中央機関に対する国の資本参加が可能であった(単体としての中央機関への資本参加)。

また、全国を地区とする協同組織金融機関の中央機関のうち、信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会については、傘下の協同組織金融機関に対する資本増強の支援(優先出資の引受け等)として保有することとなる当該優先出資等の信託受益権等について、個別の協同組織金融機関が経営強化計画を提出の上、上記3に準ずる基準を満たした場合には、国が当該信託受益権等を買収することが可能であった(個別の協同組織金融機関に対する中央機関経由の資本参加)(金融機能強化法第25条～第34条)。

以上のとおり、改正前金融機能強化法においても、協同組織金融機関の中央機関、又は、協同組織金融機関の中央機関を通じた個別組織への公的資金の注入は可能であるが、後者の場合は、個別の協同組織金融機関による経営強化計画の提出と審査基準のクリアが必要であった。また、農林中央金庫を通じた農林系の個別の協同組織金融機関への資本注入の制度は存在しなかった。

これに対して、改正金融機能強化法では、協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、協同組織金融機関の中央機関(信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会に加え、農林中央金庫)に対して、予め国がその優先出資を引き受けることにより、資本参加をすることが可能となった(改正金融機能強化法第34条の2～第34条の9)。

国が注入した資本は、参加の協同組織金融機関の資本支援に活用できるとともに、中央機関の健全性の強化にも活用できる。

(2) 国の資本参加の申請

資本参加を求める協同組織中央金融機関は、協同組織金融機能強化方針を国(預金保険機構)に提出しなければならない(改正金融機能強化法第34条の3)。

協同組織金融機能強化方針には以下の事項を記載しなければならない。

- ① 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
- ② 資本支援を行う協同組織金融機関に対する経営指導の方針
- ③ 公的資金を有効に活用するための体制
- ④ 中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

なお、協同組織金融機能強化方針においては、必要に応じ経営責任の明確化が求められる。

(※ 下線部分は衆議院による法案修正部分)

(3) 国の資本参加の基準

国は、協同組織金融機能強化方針等の提出を受けたときは、以下の基準に該当する場合に、優先出資の引受け等を行うことを決定する(改正金融機能強化法第34条の4)。

- ① 協同組織金融機能強化方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
- ② 協同組織金融機能強化方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
- ③ 公的資金の回収が困難でないこと

- ④ 適切な資産査定がなされていること
- ⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

(4) 支援を受けた協同組織金融機関の名称の公表

国の資本参加を受けた協働組織中央金融機関が傘下の協同組織金融機関への支援を行った場合、その金融機関の名称を公表する。（*下線部分は衆議院による法案修正部分）

(5) 国の監督上の措置

優先出資による国の資本参加を受けた協同組織中央金融機関は、当該優先出資の全部について処分が完了されるまでの間、半期ごとに、協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況等について、主務大臣に報告しなければならない（改正金融機能強化法第34条の8）。

また、主務大臣は、優先出資の引受けを行った協同組織中央金融機関に対し、監督上必要な措置を命ずることができる（改正金融機能強化法第34条の9）。

5. 施行期日

改正金融機能強化法は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される（附則第1条）。

* 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。

© Anderson Mori & Tomotsune 2008

連絡先：

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
〒106-6036
東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

弁護士 池永 朝昭
電 話： 03-6888-1070
Eメール：tomoaki.ikenaga@amt-law.com

弁護士 渡邊 雅之
電 話： 03-6888-1100
Eメール：masayuki.watanabe@amt-law.com